

マグロ類に係る調達ガイドライン

当社、および当社事業会社である東洋冷蔵株式会社（以下併せて「当社グループ」）は、マグロ類（大西洋・太平洋クロマグロ、ミナミマグロ、メバチ、キハダ、ビンナガ、カツオ、以下「マグロ類」）に関する事業をグローバルに展開しており、国内外サプライヤーにとっての需要者であると同時に、日本を中心とする世界市場への供給者でもあります。また、当社グループはマグロ類の養殖、買付、加工、卸売というサプライチェーン全体に関わる事業を行っており、漁業者や養殖業者と、消費者に商品を提供する小売業者を繋ぐサプライチェーンに於いて重要な役割を担っているものと認識しています。

自然資源の枯渇防止を含む自然環境の保全や、サプライチェーンに於ける人権の尊重への重要性の高まりを受け、当社グループは、マグロ類における IUU（違法、無報告、無規制）漁業、および強制・奴隷・児童労働といった問題への取り組み方針となる「マグロ類に係る調達ガイドライン」を制定しました。

■ マグロ類の環境面に於ける調達方針

当社グループは、長期的視野に立ったビジネスの継続性と次世代への水産物の安定供給という両側面から、科学的根拠に則り、マグロ類を持続可能な形で調達するべく、以下の取り組みを進めていきます。

A. 天然マグロ類

1. 世界水産物持続可能性イニシアチブ（Global Sustainable Seafood Initiative、以下「GSSI」）に認定された認証プログラム（以下「GSSI 認定認証」）が設定する、天然マグロ類に関する持続可能な漁業の基準を、サプライヤーと協力し水産業界内に浸透させ更に発展させること
2. GSSI 認定認証の取得を目指す企業およびサプライヤーが、科学的かつ客観的な計画に基づいた漁業改善プロジェクト（Fishery Improvement Project、以下「FIP」）を導入できるよう積極的に協力すること
3. 洋上転載については、国際条約による堅固な監視監督体制の実施を支持すること
4. 国際条約に基づく延縄船への監視員の乗船を遵守する漁船を後押しすると共に、電子モニタリング等を通じた乗船率の向上と乗船管理体制の強化を支持すること
5. マグロ類の地域漁業管理機関や関係省庁に対して、当調達ガイドラインを達成するために必要な協力を行うこと
6. NGO などのステークホルダーと持続可能な天然マグロ類の調達実現の為の意見交換の機会を設けること

B. 養殖マグロ類

1. GSSI 認定認証により、養殖マグロ類に関する基準が策定されることを支持し、そのために積極的に協力すること
2. GSSI 認定認証の取得を目指す養殖サプライヤーが、科学的かつ客観的な計画に基づいて活動ができるよう積極的に協力をすること
3. マグロ類の地域漁業管理機関や関係省庁に対して、当調達ガイドラインを達成するために必要な協力を行うこと
4. NGO などのステークホルダーと持続可能な養殖マグロ類の調達実現の為の意見交換の機会を設けること
5. 養殖に利用される餌資源については、GSSI 認定認証が取得できるように積極的に協力すること

■ マグロ類の社会面に於ける調達方針

当社グループは、人権の尊重は世界でビジネスを展開する上で重要な要素であると考えており、マグロ類のサプライチェーンにおける IUU および人権問題に取り組み、責任あるサプライチェーンの実現を目指します。具体的には、デューデリジェンスと積極的な改善策の考察と実施を通じて、実効性をもって IUU および人権侵害のリスクを管理、低減することを目指します。サプライチェーンの透明性を確保するために、方針と改善策を関連するステークホルダーの皆様と共有します。

■ 当ガイドラインに基づいた取り組み

当社グループは、上記マグロ類の環境面・社会面に於ける調達方針を実効性のある形で実現するために以下の取り組みを行います。

取り組み	ゴール
当社グループが調達するマグロ類のうち、GSSI認定認証取得製品の割合を30%とする	2030年
FIPを実施するサプライヤーに積極的に協力する	必要に応じて随時
当社グループが調達するマグロ類サプライヤーに対し、リスク評価を実施する	実施中
当社グループが調達するマグロ類サプライヤーに対し外部監査を実施することで、サプライチェーン上のリスクや課題を認識し、関連するサプライヤーに監査結果を共有し、改善策を共同で検討・実施する	2022年から開始し、2025年までに定期的な取り組みにする
IUU漁業、労働者の人権問題に関するワークショップを開催し、サプライヤーに対しリスクや課題を共有し、改善策を共同で検討・実施する	2022年より開始

水産業における労働者の人権問題に関するマルチステークホルダーによるプラットフォームなどに積極的に参加する	2022年より開始
国際条約などで定義される「働きがいのある人間らしい仕事」環境が整うよう、サプライヤーなどのステークホルダーに対し協力する（苦情処理メカニズムの設置、船上モニタリング体制の向上、サプライヤーへの情報提供・知見向上の為の協力など）	2022年より検討開始

以上

改訂：2025年5月1日